

電子契約システム導入支援業務委託仕様書

1 委託名称

電子契約システム導入支援業務委託

2 目的

電子契約システムを導入することにより、契約締結に係る作業時間短縮による業務の効率化や契約手続きの高速化、契約コストの削減、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 履行場所

霧島市役所本庁 4 階 企画政策課

4 履行期限

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 委託業務内容

受託者は、委託者に対し、電子契約に係るクラウドシステムサービスとして、「クラウドサイン」（弁護士ドットコム株式会社）のサービスの提供及びシステム導入を支援する。

(1) 役務の提供

システムの稼働予定を令和 9 年 1 月とし、サービスを提供すること。

(2) LGWAN オプション

LGWAN 環境で利用できるよう設定を行うこと。

(3) 条例・規則の整備支援

市の条例及び規則の見直し、庁内規定や内部運用ルールの策定等の支援を行うこと。

(4) 業務フローの整理・作成支援

庁内ルールの作成及び業務フローの整理・作成について必要な支援を行うこと。

(5) 職員向け説明会の実施（2 回）

職員向け説明会を実施することとし、必要な操作マニュアルや具体的な運用手順等の資料を整備すること。

(6) 事業者向け説明会の実施（2 回）

事業者向け説明会を実施することとし、必要な操作マニュアルや具体的な運用手順等の資料を整備すること。

(7) マニュアル作成、電子契約導入に向けた導入事例支援

マニュアル作成、電子契約システム導入に関する必要な環境設定及び支援を行うこと。また、導入したシステムの業務を継続するために必要となる保守等を実施すること。

(8) 打ち合わせの実施

電子契約システムの導入について、必要がある場合は打ち合わせを行うこと。

6 対象経費

サービス利用料、導入支援に必要な人件費、物品費、通信運搬費、諸経費、旅費交通費等を全て含むものとする。

7 成果物

導入支援で使用した資料等（電子データ）

実績報告書（電子データ）

8 著作権

- (1) 本業務により作成された成果物（マニュアル、業務フロー図、説明会資料、報告書等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、本市に譲渡されるものとする。
- (2) 受託者は、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に受託者又は第三者が従前から権利を有する著作物が含まれる場合は、本市が本業務の目的の範囲内で無償かつ無期限に利用（改変・複製を含む。）できる権利を許諾するものとする。
- (4) 本市が引渡しを請求したときは、本市の指定する方法により、指定する期日までに引き渡すこと。

9 見積方法

本業務に係る一切の費用を見積もるものとし、入札書には見積もった契約希望金額を記載するものとする。

10 契約方法

総価契約とする。

11 支払方法

完成払いとする。

12 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行に当たっては、十分な知識・経験を有する者を配置すること。
- (3) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不適箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる費用は受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と別途協議する。